

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	漏えい燃料調査用高感度排ガス放射線モニタ装置用無停電電源装置に過負荷のランプが点灯し電源装置が停止したため、再起動し、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	計装用空気系空気圧縮機除湿装置（B）の除湿塔再生ヒータの温度スイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	2号機	中央操作室設置の制御盤内照明用スイッチの点検において、当該スイッチ（2箇所）に動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
4	2号機	主発電機のループ試験において、周波数計に指示値不良が認められたため、当該周波数計を修理	D	
5	2号機	原子炉建屋内の工事用機材仮置表示に仮置期間切れが認められたため、当該仮置表示の期間延長手続きを実施	D	
6	2号機	中央制御室に設置されている発電機保護継電器の取り替え作業において、PCB入りコンデンサを発電機保護継電器から取り外し、保管箱に仮置きしているが、当該コンデンサを発電所構内にある電気品置場に保管するために員数を確認したところ、3個取り外してあるはずのPCB入りコンデンサのうち1個（1971年製、油量：約10ミリリットル）が所在不明となっていることを確認したため、当該コンデンサの所在を調査	B	7月10日 公表済 (PDF203KB)
7	2号機	所内用空気系空気圧縮機インタークーラの安全弁が間欠的に動作し空気が排出されているため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉格納容器漏えい率検査の準備において原子炉格納容器床ドレンサンプポンプ出口隔離弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-43）アキュムレータのドレン弁のホース接続部に水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	屋外消火栓配管（タービン建屋東側）のフランジ部の保温材カバーに外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
11	4号機	漏えい燃料調査用高感度排ガス放射線モニタ装置の画面の指示値に低下が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	主タービン電気油圧式制御装置冷却水回収ポンプの出口フランジ部の保温材に破損が認められたため、当該部を点検	D	
13	5号機	残留熱除去系熱交換器（B）胴側バイパス弁のグランド部にリーク痕が認められたため、当該弁を点検	D	
14	5号機	残留熱除去系熱交換器（B）胴側入口弁のグランド部にリーク痕が認められたため、当該弁を点検	D	
15	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（A）用送風機（A）のファンベルト2本のうち1本にねじれが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
16	6号機	残留熱除去系熱交換器（B）導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
17	6号機	タービン建屋東側屋外の非放射性液体移送配管用トレンチ内に漏えいの可能性を示す警報が発生したため、当該トレンチ内を点検・清掃	D	
18	6号機	主復水器細管洗浄装置（A2）捕集器の動作時に地絡が発生するため、当該捕集器駆動部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	焼却工作建屋3階外気処理装置内の火災感知器に誤動作が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで